ハ　商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合　違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

二　違反行為期間において前号の一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡した当該商品又は提供した当該役務（当該他の事業者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。第三項において同じ。）の対価の額の合計額（同号イからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ同号イからハまでに定める額を控除した額）

2　前項第一号の一定の取引分野において引き渡す商品又は提供する役務（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡す商品又は提供する役務を除く。）の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、違反行為期間において当該一定の取引分野において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該一定の取引分野において締結した契約（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者と締結した商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、前項の算定においては、同号に掲げる額に代えて、違反行為期間において当該一定の取引分野において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額（同号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

3　第一項第一号の一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に引き渡す当該商品又は提供する当該役務（当該他の事業者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、違反行為期間において当該他の事業者に引き渡した当該商品又は提供した当該役務の対価の額の合計額と違反行為期間において当該他の事業者と締結した契約者が当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品の販売又は役務の提供に係る契約を含む。以下この項において同じ。）により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、第一項の算定においては、同項第二号に掲げる額に代えて、違反行為期間において当該他の事業者と締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額（同項第一号ハに掲げる場合に該当するときは、同号ハに定める額を控除した額）を用いる。

第十六条第三項第一号中「第七条の二第十三項第一号」を「第九条第五項」に改める。

第二十二条第一項中「及び第二項」を削り、「事業者が当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この項及び同条第一項において「違反行為期間」という。）」を「違反行為期間」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改め、同条第二項中「以下この項に」を「第二号に」に改め、同項第一号中「法第十九条の規定に違反する行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この項及び次条第三項から第五項までにおいて「違反行為期間」という。）」を「違反行為期間」に、「（以下この項及び次条第三項から第五項まで」を「（以下この項及び次条第二項から第四項まで」に、「次条第三項に」を「次条第二項に」に改め、同号ハ中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改め、同項第二号中「次条第四項及び第五項」を「次条第三項及び第四項」に改める。

第二十三条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第一項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除する。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「定められる」を「定められている」に、「前条第二項第一号に」を「前条第二項の算定においては、同項第一号に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「定められる」を「定められている」に、「前条第二項第二号」を「前条第二項の算定においては、同項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「定められる」を「定められている」に、「前条第二項第三号」を「前条第二項の算定においては、同項第三号」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十四条中「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第二号に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この条及び次条第一項において「違反行為期間」という。）」を「違反行為期間」に、「当該行為に」を「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第二号に該当するものに限る。次条において同じ。）に」に改め、同条第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改める。

第二十五条第二項を削る。

第二十六条中「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第三号に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この条及び次条第一項において「違反行為期間」という。）」を「違反行為期間」に、「当該行為に」を「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第三号に該当するものに限る。次条において同じ。）に」に改め、同条第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改める。

第二十七条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第二十七条第二項を削る。

第二十八条中「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第四号に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この条及び次条第一項において「違反行為期間」という。）」を「違反行為期間」に、「当該行為に」を「法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第四号に該当するものに限る。次条において同じ。）に」に改め、同条第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改める。

第二十九条第一項中「定められる」を「定められている」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第二十九条第二項を削る。

第三十条第一項中「及び第二項」を削り、「法第二十条の六に規定する違反行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この条並びに次条第一項及び第三項において「違反行為期間」という。）」を「違反行為期間」に、「当該行為の」を「法第二十条の六に規定する違反行為の」に改め、同項第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改め、同条第二項中「次条第三項及び第四項」を「次条第二項」に改め、同項第三号中「算定すべき」を「算定することが定められている」に改める。